

各サービスにかかる基準の概要について

I 「指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準」に係る各サービスの基準の概要

1 居宅介護，重度訪問介護，同行援護及び行動援護

人員基準	従業者	常勤換算で 2.5 以上(介護福祉士，居宅介護従業者養成研修課程等の修了者など)
	サービス提供責任者	事業規模に応じて 1 人以上(管理者の兼務及び常勤換算も可)
	管理者	常勤で，かつ，原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)。
設備基準	事務室	事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室
	受付等	利用申し込みの受付，相談等に対応するための適切なスペース
	設備・備品等	必要な設備及び備品等を確保し，特に，手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮する。

2 療養介護

人員基準	医師	健康保険法に規定する厚生労働大臣が定める基準以上
	看護職員	療養介護の単位ごとに，常勤換算で利用者数を 2 で除した数以上
	生活支援員	療養介護の単位ごとに，常勤換算で利用者数を 4 で除した数以上(1 人以上は常勤)
	サービス管理責任者	・利用者数 60 以下:1 人以上 ・利用者数 61 以上:1 人に，利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 人を加えて得た数以上 ※1 人以上は常勤
	管理者	原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)。
設備基準	医療法に規定する病院としての必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備	

3 生活介護

人員基準	医師	利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
	看護職員	生活介護の単位ごとに、1人以上
	理学療法士又は作業療法士	利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数
	生活支援員	生活介護の単位ごとに、1人以上(1人以上は常勤)
	※看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに常勤換算で、①から③までに掲げる平均障害程度区分に応じ、それぞれ①から③までに掲げる数 ① 平均障害程度区分が4未満:利用者数を6で除した数以上 ② 平均障害程度区分が4以上5未満:利用者数を5で除した数以上 ③ 平均障害程度区分が5以上:利用者数を3で除した数以上	
	サービス管理責任者	・利用者数が60人以下:1人以上 ・利用者数が61人以上:1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤
	管理者	原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)。
設備基準	訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること
	相談室	間仕切り等を設けること
	洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること
	多目的室その他運営に必要な設備	

4 短期入所

人員基準	併設事業所	当該施設の入所者数及び併設事業所の利用者数の合計数を当該施設の入所者数とみなした場合に、当該施設として必要とされる数以上			
	空床利用型事業所	当該施設の入所者数及び空床利用型事業所の利用者数の合計数を当該施設の入所者数とみなした場合に、当該施設として必要とされる数以上			
	単独型事業所	指定生活介護事業所等	<p>①指定生活介護等のサービス提供時間帯</p> <p>当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p> <p>②それ以外の時間帯</p> <p>当該日の利用者の数が6名以下の場合においては1以上の生活支援員又はこれに準ずる従業者、7名以上の場合においては1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p>		
		指定生活介護事業所等以外	上記②と同じ		
	管理者	常勤で、かつ原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)			
設備基準	居室	併設事業所, 空床利用型事業所	併設事業所又は指定障害者支援施設等の居室であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を用いること		
		単独型事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・1の居室の定員:4人以下 ・地階に設けてはならないこと ・利用者1人当たりの床面積:収納設備等を除き8㎡以上 ・寝台又はこれに代わる設備を備えること ・ブザー又はこれに代わる設備を設けること 		
	設備	併設事業所	併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の入所者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備(居室を除く。)を指定短期入所事業の用に供することができる。		
		空床利用型事業所	指定障害者支援施設等として必要とされる設備を有することで足りる。		
		単独型事業所	食堂	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の提供に支障がない広さを有すること ・必要な備品を備えること 	
			浴室	・利用者の特性に応じたものであること	
			洗面所, 便所	<ul style="list-style-type: none"> ・居室のある階ごとに設けること ・利用者の特性に応じたものであること 	

5 重度障害者等包括支援

人員基準	従業者	指定障害福祉サービス事業者(指定療養介護事業者及び指定共同生活援助事業者を除く。)又は指定障害者支援施設の基準を満たしていること
	サービス提供責任者	次のいずれの要件にも該当する者を1人以上(1人以上は専任かつ常勤) ・相談支援専門員 ・重度障害者等包括支援利用対象者に対する入浴, 排せつ, 食事等の介護その他これに準ずる業務に3年以上従事した経験を有する者
	管理者	常勤で, かつ, 原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)
設備基準	事務室	事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室
	受付等	利用申し込みの受付, 相談等に対応するための適切なスペース
	設備・備品等	必要な設備及び備品等を確保し, 特に, 手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮する。

6 共同生活介護

人員基準	世話人	常勤換算で, 利用者数を6で除した数以上
	生活支援員	常勤換算で, 次の①から④までに掲げる数の合計数以上 ① 障害程度区分3に該当する利用者の数を9で除した数 ② 障害程度区分4に該当する利用者の数を6で除した数 ③ 障害程度区分5に該当する利用者の数を4で除した数 ④ 障害程度区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数
	サービス管理責任者	・利用者数が30人以下:1人以上 ・利用者数が31人以上:1人に, 利用者数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
	管理者	常勤で, かつ, 原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)
設備基準	住居	・住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり, かつ, 入所施設又は病院の敷地外にあること ・指定事業所は, 1以上の共同生活住居を有すること
	設備	・共同生活住居は, 1以上のユニットを有すること ・ユニットの居室面積:収納設備等を除き, 7.43㎡以上
定員基準		・指定事業所の定員:4人以上 ・共同生活住居の入居定員:2人以上10人以下(既存の建物を活用する場合:2人以上20人以下, 市長が特に必要と認めた場合:21人以上30人以下) ・ユニットの定員:2人以上10人以下 ・ユニットの居室の定員1人(特に必要と認められる場合は2人)

7 自立訓練(機能訓練)

人員基準	看護職員	1人以上(1人以上は常勤)
	理学療法士又は作業療法士	1人以上
	生活支援員	1人以上(1人以上は常勤)
	※看護職員，理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は，常勤換算で，利用者数を6で除した数以上	
	サービス管理責任者	・利用者数が60人以下:1人以上 ・利用者数が61人以上:1人に，利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
	※訪問によるサービスの提供の場合は，上記に加えて，訪問によるサービスを提供する生活支援員を1人以上おくこと	
設備基準	管理者	原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)。
	訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し，必要な機械器具等を備えること
	相談室	間仕切り等を設けること
	洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること
多目的室その他運営に必要な設備		

8 自立訓練(生活訓練)

人員基準	生活支援員	常勤換算で，①に掲げる利用者数を6で除した数と②に掲げる利用者数を10で除した数の合計数以上(1人以上は常勤) ① ②に掲げる利用者以外の利用者 ② 指定宿泊型自立訓練の利用者
	地域移行支援員	指定宿泊型自立訓練を行う場合に1人以上
	サービス管理責任者	・利用者数が60人以下:1人以上 ・利用者数が61人以上:1人に，利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤
	※訪問によるサービスの提供の場合は，上記に加えて，訪問によるサービスを提供する生活支援員を1人以上おくこと	
	管理者	原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)
設備基準	訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し，必要な機械器具等を備えること
	相談室	間仕切り等を設けること
	洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること
	※指定宿泊型自立訓練を行う事業所にあつては，上記の設備のほか，次の基準による居室及び浴室を設けること(指定宿泊型自立訓練のみを行う事業所の場合は訓練・作業室を設けないことができる) ・居室:居室の定員1人，居室面積が収納設備等を除き，7.43㎡以上 ・浴室:利用者の特性に応じたものであること	

9 就労移行支援

人員基準	職業指導員及び生活支援員	・総数:常勤換算で、利用者数を6で除した数以上 ・職業指導員の数:1人以上 ・生活支援員の数:1人以上 ※1人以上は常勤
	就労支援員	常勤換算で、利用者数を15で除した数以上(1人以上は常勤)
	サービス管理責任者	・利用者数が60人以下:1人以上 ・利用者数が61人以上:1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤
	管理者	原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)
設備基準	訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること
	相談室	間仕切り等を設けること
	洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること
	多目的室その他運営に必要な設備	

<認定就労移行支援事業所の場合>

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則によるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所

人員基準	職業指導員及び生活支援員	・総数:常勤換算で、利用者数を10で除した数以上 ・職業指導員の数:1人以上 ・生活支援員の数:1人以上 ※1人以上は常勤
	サービス管理責任者	・利用者数が60人以下:1人以上 ・利用者数が61人以上:1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤
	管理者	原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)
設備基準	あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設として必要とされる設備を有すること	

10 就労継続支援 A 型

人員基準	職業指導員及び生活支援員	・総数:常勤換算で、利用者数を 10 で除した数以上 ・職業指導員の数:1 人以上 ・生活支援員の数:1 人以上 ※1 人以上は常勤
	就労支援員	常勤換算で、利用者数を 15 で除した数以上(1 人以上は常勤)
	サービス管理責任者	・利用者数が 60 人以下:1 人以上 ・利用者数が 61 人以上:1 人に、利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 人を加えて得た数以上 ※1 人以上は常勤
	管理者	原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)。
設備基準	訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること
	相談室	間仕切り等を設けること
	洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること
	多目的室その他運営に必要な設備	

11 就労継続支援 B 型(A 型と同様)

人員基準	職業指導員及び生活支援員	・総数:常勤換算で、利用者数を 10 で除した数以上 ・職業指導員の数:1 人以上 ・生活支援員の数:1 人以上 ※1 人以上は常勤
	就労支援員	常勤換算で、利用者数を 15 で除した数以上(1 人以上は常勤)
	サービス管理責任者	・利用者数が 60 人以下:1 人以上 ・利用者数が 61 人以上:1 人に、利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 人を加えて得た数以上 ※1 人以上は常勤
	管理者	原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)。
設備基準	訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること
	相談室	間仕切り等を設けること
	洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること
	多目的室その他運営に必要な設備	

12 共同生活援助

人員基準	世話人	常勤換算で、利用者数を10で除した数以上
	サービス管理責任者	・利用者数が30人以下:1人以上 ・利用者数が31人以上:1人に、利用者数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)。
設備基準	住居	・住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあること ・指定事業所は、1以上の共同生活住居を有すること
	設備	・共同生活住居は、1以上のユニットを有すること ・ユニットの居室面積:収納設備等を除き、7.43㎡以上
定員基準		・指定事業所の定員:4人以上 ・共同生活住居の入居定員:2人以上10人以下(既存の建物を活用する場合:2人以上20人以下、市長が特に必要と認めた場合:21人以上30人以下) ・ユニットの定員:2人以上10人以下 ・ユニットの居室の定員1人(特に必要と認められる場合は2人)

Ⅱ 「指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準」に係る主な基準の概要

1 人員に関する基準

(1)生活介護を行う場合

人員基準	医師	利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
	看護職員	生活介護の単位ごとに，1人以上
	理学療法士又は作業療法士	利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は，生活介護の単位ごとに，当該訓練を行うために必要な数
	生活支援員	生活介護の単位ごとに，1人以上(1人以上は常勤)
	※看護職員，理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は，生活介護の単位ごとに常勤換算で，①から③までに掲げる平均障害程度区分に応じ，それぞれ①から③までに掲げる数 ① 平均障害程度区分が4未満:利用者数を6で除した数以上 ② 平均障害程度区分が4以上5未満:利用者数を5で除した数以上 ③ 平均障害程度区分が5以上:利用者数を3で除した数以上	
	サービス管理責任者	・利用者数が60人以下:1人以上 ・利用者数が61人以上:1人に，利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤

(2)自立訓練(機能訓練)を行う場合

人員基準	看護職員	1人以上(1人以上は常勤)
	理学療法士又は作業療法士	1人以上
	生活支援員	1人以上(1人以上は常勤)
	※看護職員，理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は，常勤換算で，利用者数を6で除した数以上	
	サービス管理責任者	・利用者数が60人以下:1人以上 ・利用者数が61人以上:1人に，利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
	※訪問によるサービスの提供の場合は，上記に加えて，訪問によるサービスを提供する生活支援員を1人以上置くこと	

(3)自立訓練(生活訓練)を行う場合

人員基準	生活支援員	常勤換算で，利用者数を6で除した数(1人以上は常勤)
	サービス管理責任者	・利用者数が60人以下:1人以上 ・利用者数が61人以上:1人に，利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤
	※健康上の管理等の必要がある利用者があるために看護職員を置く場合，生活支援員及び看護職員の総数は，常勤換算で利用者数を6で除した数以上，生活支援員及び看護職員の数は，それぞれ1人以上置くこと ※訪問によるサービスの提供の場合は，上記に加えて，訪問によるサービスを提供する生活支援員を1人以上置くこと	

(4) 就労移行支援を行う場合

人員基準	職業指導員	1人以上(職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤)
	生活支援員	1人以上(職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤)
	※職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算で、利用者数を6で除した数以上	
	就労支援員	常勤換算で、利用者数を15で除した数以上(1人以上は常勤)
	サービス管理責任者	・利用者数が60人以下:1人以上 ・利用者数が61人以上:1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤

< 認定指定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合 >

人員基準	職業指導員	1人以上(職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤)
	生活支援員	1人以上(職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤)
	※職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算で、利用者数を10で除した数以上	
	サービス管理責任者	・利用者数が60人以下:1人以上 ・利用者数が61人以上:1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤

(5) 就労継続支援B型を行う場合

人員基準	職業指導員	1人以上(職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤)
	生活支援員	1人以上(職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤)
	※職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算で、利用者数を10で除した数以上	
	サービス管理責任者	・利用者数が60人以下:1人以上 ・利用者数が61人以上:1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤

(6) 施設入所支援を行う場合

人員基準	生活支援員	施設入所支援の単位ごとに ・利用者数が60人以下:1人以上 ・利用者数が61人以上:1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ※自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型等のみの提供にあつては、宿直勤務を行う生活支援員を1人以上とする。
	サービス管理責任者	当該施設において、昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねること

(7)複数の昼間実施サービスを行う場合

人員基準	各サービス毎に常勤の配置が義務づけられている従業者	昼間実施サービスの利用定員の合計が 20 人未満である場合、1 人以上は常勤
	サービス管理責任者	・利用者数の合計が 60 人以下:1 人以上 ・利用者数の合計が 61 人以上:1 人に、利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 人を加えて得た数以上 ※1 人以上は常勤

2 設備に関する基準

設備基準	訓練・作業室	専ら当該施設等が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するもので、訓練又は作業に支障がない広さを有し、訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること
	居室	・居室の定員：4 人以下 ・地階に設けず、利用者 1 人当たりの床面積について収納設備等を除き、9.9 m ² 以上とすること ・寝台等、利用者の身の回り品を保管することができる設備及びブザー等の設備を備えること ・一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下等に直接面して設けること
	食堂	・食事の提供に支障がない広さを有し、必要な備品を備えること
	浴室	・利用者の特性に応じたものとする
	洗面所、便所	・居室のある階ごとに設けて、利用者の特性に応じたものであること
	相談室	・間仕切り等を設けること
	廊下幅	・1.5m 以上（中廊下の幅は、1.8m 以上）
	※認定指定障害者支援施設等が就労移行支援を行う場合の設備基準は、上記のほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有すること	

Ⅲ 「地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準」に係る主な基準の概要

1 地域活動支援センター

人員基準	施設長	1人(兼務及び常勤換算も可)
	指導員	2人以上
設備基準	創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所	必要な設備及び備品等を備えること
	便所	利用者の特性に応じたものであること
定員基準	10人以上	

IV 「福祉ホームの設備及び運営に関する基準」に係る主な基準の概要

1 福祉ホーム

人員基準	管理人	配置すること
設備基準	居室	定員は原則として1人。 利用者1人当たりの床面積について収納設備等を除き、9.9㎡以上とすること
	浴室	利用者の特性に応じたものであること
	便所	利用者の特性に応じたものであること
	管理人室	設けること
	共用室	利用者の娯楽、団らん、集会等の用に供する共用の部屋として、利用定員に応じて適当な広さを有すること
定員基準	5人以上	

V 「指定通所支援の事業の人員，設備及び運営に関する基準」に係る主な基準の概要

1 児童発達支援

人員基準	児童発達支援センター以外	指導員又は保育士	障害児 10 人までのもの：2 人以上。 障害児 10 人を超えるもの：2 人に，障害児の数が 10 人を越えて 5 人又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た人数以上。 ※1 人以上は常勤。
		児童発達支援管理責任者	1 人以上(1 人以上は常勤)
		機能訓練担当職員	日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は，当該訓練を行うために必要な数
		嘱託医	主として重症心身障害児を通わせる事業所について，1 人以上
		看護師	主として重症心身障害児を通わせる事業所について，1 人以上
		児童指導員又は保育士	1 人以上
		管理者	原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)。
	児童発達支援センター	嘱託医	1 人以上
		児童指導員	1 人以上
		保育士	1 人以上
		※児童指導員及び保育士の総数は，児童発達支援の単位ごとに，おおむね障害児の人数を 4 で除して得た人数以上	
		栄養士	1 人以上（40 人以下の障害児を通わせる事業所を除く。）
		調理員	1 人以上（調理業務を委託する事業所を除く。）
		児童発達支援管理責任者	1 人以上
		言語聴覚士	難聴児を通わせる事業所について，児童発達支援の単位ごとに 4 人以上
		機能訓練担当職員	難聴児を通わせる事業所について，機能訓練を行うために必要な人数 主として重症心身障害児を通わせる事業所については 1 人以上
		看護師	主として重症心身障害児を通わせる事業所について，1 人以上
	管理者	常勤で，かつ，原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)。	
	設備基準	指導訓練室	障害児 1 人当たりの床面積について 2.47 m ² 以上
遊戯室		障害児 1 人当たりの床面積について 1.65 m ² 以上	
※児童発達支援センターは屋外遊戯場，医務室，相談室，調理室及び便所も設けなければならない。 ※主として知的障害のある児童を通わせる事業所は静養室を，主として難聴児を通わせる事業所は聴力検査室を設けなければならない。 ※遊戯室，屋外遊戯場，医務室および相談室について，主として重症心身障害児を通わせる事業所において障害児の支援に支障がない場合は，設けないことができる。			
定員基準	・10 人以上（主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援事業所は 5 人以上。）		

2 医療型児童発達支援

人員基準	診療所として必要とされる従業者	医療法に規定する診療所として必要とされる人数
	児童指導員	1人以上
	保育士	1人以上
	看護師	1人以上
	理学療法士又は作業療法士	1人以上
	児童発達支援管理責任者	1人以上
	機能訓練担当職員	日常生活を営むのに必要な言語訓練を行う場合に、配置
	管理者	原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)。
設備基準	病室	医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること
	指導訓練室，屋外訓練場，相談室，調理室，身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。	
定員基準	・10人以上	

3 放課後等デイサービス

人員基準	指導員又は保育士	・障害児が10人までのもの：2人以上 ・障害児が10人を超えるもの：障害児数が10人を超えて5人又はその端数を増やすごとに1を加えて得た人数以上 ※うち1人以上は常勤
	児童発達支援管理責任者	1人以上。うち1人以上は専任かつ常勤。
	機能訓練担当職員	日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合
	管理者	原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)。
設備基準	指導訓練室のほか，サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えること	
定員基準	・10人以上	

4 保育所等訪問支援

人員基準	訪問支援員	事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な人数
	児童発達支援管理責任者	1人以上
	管理者	原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)。
設備基準	必要な広さを有する専用の区画・サービスの提供に必要な設備及び備品	

VI 「指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準」に係る主な基準の概要

1 福祉型障害児入所施設

人員基準	嘱託医	1人以上
	看護師	・主として自閉症児を入所させる施設：おおむね障害児の人数を20で除して得た人数以上 ・主として肢体不自由のある児童を入所させる施設：1人以上
	児童指導員及び保育士	(児童指導員及び保育士それぞれ1人以上でその総数は下記のとおり) ・主として知的障害のある児童を入所させる施設：通じておおむね障害児の人数を4.3で除して得た人数以上(※30人以下の障害児を入所させる施設にあっては，当該数に1を加えた人数以上) ・主として盲ろうあ児を入所させる施設：通じておおむね障害児である乳児又は幼児の人数を4で除して得た人数及び障害児である少年の人数を5で除して得た人数の合計人数以上(※35人以下の障害児を入所させる施設にあっては，当該数に1を加えた人数以上) ・主として肢体不自由のある児童を入所させる施設：通じておおむね障害児の人数を3.5で除して得た人数以上
	栄養士	1人以上
	調理員	1人以上
	児童発達支援管理責任者	1人以上
	医師	主として自閉症児を入所させる施設
	心理指導担当職員	心理指導を行う必要がある障害児5人以上に心理指導を行う場合
	職業指導員	職業指導を行う場合
	設備基準	居室
		調理室，浴室，便所，医務室及び静養室の他，下記の設備を設けること。 ・主として知的障害のある児童を入所させる施設：障害児の年齢，適正等に応じた職業指導に必要な設備を設けること ・主として盲児を入所させる施設：遊戯室，訓練室，職業指導に必要な設備，音楽に関する設備，身体の機能の不自由を助ける設備を設けること ・主としてろうあ児を入所させる施設：遊戯室，訓練室，職業指導に必要な設備，映像に関する設備を設けること ・主として肢体不自由のある児童を入所させる施設：訓練室，屋外訓練場，身体の機能の不自由を助ける設備を設けること

2 医療型障害児入所施設

人員基準	病院として必要とされる従業者	医療法に規定する病院として必要とされる人数。
	児童指導員及び保育士	(児童指導員及び保育士それぞれ1人以上でその総数は下記のとおり) ・主として自閉症児を入所させる施設：通じておおむね障害児の人数を6.7で除して得た人数以上 ・主として肢体不自由のある児童を入所させる施設：通じておおむね障害児である乳幼児の人数を10で除して得た人数及び障害児である少年の人数を20で除して得た人数の合計人数以上
	心理指導を担当する職員	主として重症心身障害児を入所させる施設について1人以上
	理学療法士又は作業療法士	主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児を入所させる施設について1人以上
	児童発達支援管理責任者	1人以上
	職業指導員	主として肢体不自由のある児童を入所させる施設において職業指導を行う場合に配置
設備基準	病室	医療法に規定する病院として必要とされる設備を有すること
		・主として自閉症児を入所させる施設：静養室を設けること ・主として肢体不自由のある児童を入所させる施設：屋外訓練場，ギブス室，特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な施設，義肢装具を製作する施設，身体の機能の不自由を助ける設備を設けること